

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和三十年度に係る経済部各課の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第七十一号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和三十年度に係る経済部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年二月二十八日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

監査箇所

執行年月日

農 政 課

昭和三十一年十月十五日

農業改良課

同

蚕 糸 課

同

商 工 課

同

氷 産 課

同

農 地 開 拓 課

同

耕 地 課

昭和三十一年十月十六日

畜 産 課

昭和三十一年十月十九日

林 務 課

昭和三十一年十一月五日

農 政 課

昭和三十一年十月十五日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 農業協同組合の健全化について育成指導の万全を期されたい。

即ち農協問題については市町村の合併に併行して、不

振組合の経営指導、弱少組合の合併促進、再建整備組合の再建化等今後に残された課題が多いので、この面の指導監督につき更に努力が必要である。

二 農業協同組合の検査については根本方針を樹立し、効率的に実施すべきである。

即ち検査執行については本年度は会計検査に重点を置き実施しているが、財政的制約等により対象箇所一八一組合に対し、その執行状況は常例検査九十組合の計画に対し七十六組合、部分検査八十組合の計画に対し七十四組合、再建整備組合は五十四組合の計画に対し四十三組合実施しているが近時の不正事件の発生、運営の不適正等の事実にかんがみ検査、指導は更に徹底を期せられたい。

三 農業共済組合の規模の適正化を図るため、新市町村単位にその合併を強力に推進し当初一八〇組合を五十七組合に合併し、自主的運営の基盤が確立したことは結構である。

しかしながら本年度における常例検査はわづか十五組

合にとどまっていたが、更に積極的に実施するよう努力されたい。

四 農業災害補償事業の基盤となる掛金の徴収は依然として不振で、合理的運営を阻害しているため、制度の末端滲透を図るよう一層の努力を望む。

五 農村振興総合助成事業の推進に一層努力すること。

本年度の積寒法等総合助成事業は、県下七ヶ市町村を指定(前年度指定継続町村七ヶ町村)し食糧増産、農業経営の改善、共同施設の整備を主体として国庫助成六百五十余万円交付を受け実施し(一部繰越)しているが、これらの特別立法に基づく施策の推進が遅々としているので、政府に対し強力に要請し事業の推進を図られたい。

農業改良課

昭和三十一年十月十五日監査

監査委員	山	本	四	郎
同	大	西	節	夫
同	近	藤	伝	一

一 裏作の普及指導に努力すべきである。

即ち農家経済の安定と農業経営の合理化促進のため換金作物の普及奨励を実施しているが、山間地及び寒高冷地域に対する普及率が平坦地に比し低調であつて計画の六〇％程度に過ぎないので、格段の配慮と指導が必要と思う。

なお菜種、紫雲英等の品種改良及び民間団体に委嘱しているこれら原種圃の生産、並びに配布状況等の実績確認に配慮せられたい。

二 農業改良普及員の活動実態のはあくど受入態勢の確立を考究すること。

普及員の国庫定員は農業改良普及員一二六名、生活改良普及員二十七名で若干現員に欠員はあるが、これを県下二十三地区に配置し一応その指導の体制は確立されているが要はこれらの普及員の活動が如何に末端農家に浸透するかが要諦である。

これがためには農家戸々或いはグループ、組合乃至は市町村団体の農業技術改良受入体制の確立が必要であ

ると思われるのでこの面の努力に特に留意されたい。

なお職員の普及活動並びに配置転換等については、その実態を特にはあくし地区住民の意向も勘案し、特に農家の総合経営改良の面から畜産技術員を含む配置等適宜行う必要がある。

蚕糸課

昭和三十一年十月十五日監査

監査委員	山	本	四	郎
同	大	西	節	夫
同	近	藤	伝	一

一 本県蚕糸業振興を期するため三十年度より五ヶ年計画の下に老廃桑園の改植、稚蚕共同飼育施設並びに桑園肥培管理の合理化等につき極力これが推進に努力しているが、反面蚕業技術指導の普及が計画推進に附随していないことは折角の計画が中途半端となり実効が期せられていない面がある。

殊に普及陣容は団体職員を六十九名委嘱しているが前年監査に指摘した如く、これら普及員の質的向上につ

き一層積極的に配意しこれが指導の完璧を期すべきである。

二 老廃桑園改植計画に基き三十年度に実施した改植面積は九十五町歩であつて、その桑苗補給状況は県内生産二十万本、県外移入百二十万本をもつて賄つてゐるが特に県内生産の増強に一層努力が必要と思われるので、これが生産技術の普及指導と県の適切なる措置が必要である。

商 工 課 昭和三十一年十月十五日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 中小企業協同組合共同施設々備等の近代化を促進するため、施設補助金四百三十五万円(内国庫補助二百四十一万五千円)を以つて貸付を実施しているが、中小企業の経営合理化を更に推進するためこれが設備近代化に対する融資制度確立のため資本の導入、及び融

資体制確立措置につき配慮し経営の健全化に一層努力されたい。

二 協同組合法の改正に伴い中小企業者の指導機関として、中央会が十一月に設立されたが、これが育成強化に努められたい。

なお市場開拓について技術の向上、販路の開拓及び移出の振興に努力しているが、需注に応じ得る組織的出荷体制の確立に対する努力を重ねて要望する。

三 企業診断は鋭意努力しているが、診断員の不足並びに予算事情により十分なる活動が期待されていないので、診断員の充実と財政措置を考慮せられたい。

四 昭和二十七年の鳥取大火により罹災した中小企業者に対し災害復興資金の融資を促進するために融資総額三億円(損失補償限度四、五〇〇万円)を限度とする鳥取市との融資損失補償契約並びに二億円(損失補償限度一、〇〇〇万円)を限度とする国民金融公庫との契約に基き、既に本年度までに五十九万三千余円の補償をして来たが監査当時補償保留中のものが六十六万

一千余円あり今後の損失補償発生予想額は相当額に上るものと認められる。県はこの際鳥取市をして適當の対策を考究善処せしめられたい。

水 産 課 昭和三十一年十月十五日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 沿岸漁業振興対策については毎年指摘要望しているところであるが、更に強力な施策と積極的財政措置が必要である。

即ち二十九年度より沿岸漁業振興五ヶ年計画を策定し漁族のアパート等を設置し漁族の繁殖に努力しているが、本年度の事業実績は五百八十九万円の予算に対し三百二十一万余円(翌年度繰越額二、〇〇五、〇〇〇円)を執行したが、これが財源構成は国庫補助額一百四十万円で他は全額地元寄附金により支出されている状態にして純県費は全然負担されず、しかも事業の計画施

行につき尠なからぬ支障を来している実情につき、県当局は沿岸漁業不振の現状にかんがみ積極的振興策の実施と適確なる財源措置を講じ沿岸漁業の振興に格段の配慮をされたい。

二 漁業秩序の維持については更に考究善処すべきものがある。

即ち現在の監視船単丸は船体の老朽、装備の不完備等により監視業務遂行に支障を来している上、更に船舶安全法との関連もあるので、この際県当局は早期に代船建造をするよう考慮するとともに漁業取締につき遺憾なきよう十分善処されたい。

三 漁業協同組合の育成強化につき、更に強力な指導体制を確立されたい。

即ち本年度四十六漁業組合(総数四十八組合)及び生産組合七組合(総数三十一組合)に対し内部指導を重点とした検査を実施し相当の効果を挙げているが、不振組合の指導育成及び弱小組合の統合整備等につき一段と強力且つ積極的な指導努力を望む。

四 水産試験所の業務運営については毎回の監査に指摘要望しているところであるが、いままなお改善すべきものが多く認められたことは遺憾である。

即ち人的、財政的制約により本来の試験研究業務の徹底を欠き各種漁業試験調査にかなりの支障を生じているので、特に配慮されたい。

五 漁港災害復旧工事の進捗は低調である。本年度施行七百二十万余円を含めてその進捗状況は五二%程度でなお三十年災害までの残工事が四千三百万余円の多額に上っている。冬季風浪、高潮等により未施行箇所が例年被害を受けているので、極力国庫負担その他財源を確保し早期復旧に努められたい。

農地開拓課 昭和三十一年十月十五日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 農地交換分合の推進について

本県の農地交換分合全体計画二五、一四八町歩に対し本年度末現在で四五六町歩(関金町外二ヶ町)を実施し、併せて一〇、一〇八町歩を完了しているがその進捗率は低調であるのでこれが促進を図るべきである。

また事業促進に要する活動経費は二万円の僅少額であつて、積極的指導と施工上の監督が徹底を期し難い面がある。

二 買収未墾地に対する開拓地整備の促進について

三十年代末における開拓財産管理面積は二、三二八町歩であり、この内国有として存置すべき道路等の敷地三六〇町歩、開拓不要地九〇六町歩と売却予定地一、〇六一町歩がある。開拓不要地に対しては離農者が含まれているが、すみやかに補充入植を行い早期開拓事業の完遂を図るべきである。

また計画面積に対する実施面積との差面積不適地、計画変更地はすみやかに所定の手続を行い早期処理が必要である。

三 営農指導徹底につき一層努力されたい。現在の指導

体制は東部本課職員の兼務中部二名西部四名計六名営農指導員を配置しているが、機宜に適した指導ができ得ない状況であるので、指導体制の強化、特に他の指導機関との相互連けいを密にし、開拓地資力のかん養に努力が必要である。

なお保健婦二名(臨時職員一名を含む)が広範且つ僻地である開拓地の保健衛生を担当しているが、殊に管内保健所保健婦、町村保健婦等相互連けいを図り、保健衛生指導に努められたい。

耕地課 昭和三十一年十月十六日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 特殊立法による諸事業の促進について
積寒法その他特殊立法による諸事業の進捗率は何れも芳ばしくない。これが事業費確保、計画推進について努力せられたい。

二 耕地事業の指導監督を一層嚴格にすべきである。

即ち第一線機関として耕地事務所がこれに当っているが、事務所の陣容が薄弱である上に事業箇所は増大の一途をたどり、内部事務特に計画設計変更設計等によります困難となり、施工現場散在等もあつて現場指導監督の不徹底が指摘されるので補助金等の適正化もあり指導監督体制を確立し遺憾なきを期せられたい。

畜産課 昭和三十一年十月十九日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 優良和種々牛造成奨励規程により優秀和牛の造成を奨励するため、保留奨励金四三七、〇〇〇円(成牛雄一頭三、〇〇〇円、雌六三頭一二六、〇〇〇円、牝雄一五頭一二〇、〇〇〇円、雌四七頭一八八、〇〇〇円)を交付しているけれども、その目的達成のための事業効果並びに助成金額乃至は県外売却問題等、種々検

討の余地を認めるので、規定の運用と効率的執行について慎重考慮されたい。

二 人工授精普及事業の運営につき留意検討すべきものがある。

即ち県は家畜の改良普及のため県有種畜の人工授精を奨励しているが計画どおりの実績を挙げていない。これが不振の原因は結局優良種牡畜の保有と関係機関への宣伝連絡の欠除に基因すると思料せられるのでこの点特に配意し万全を期されたい。

三 集約酪農振興事業は本年十二月十日を以つて農林省より大山山麓集約酪農地域に指定され、酪農振興五年計画を策定し乳牛の導入、草地改良施設の整備等に努力しているがこれら事業の促進については資金確得と技術指導が不可欠であるので関係当局はこれが適確なる財源の措置と更に第一線機関の整備と連けいの緊密化を図り技術指導の浸透並びに業務計画完遂に格段の配慮をされたい。

四 家畜保健衛生所の運営につき根本的検討をすべきものがある。

即ち、さきの各保健所の監査において意見を述べたところであるが、これが機構並びに運営方針につき根本的検討を加え、家畜保健衛生業務等の合理的かつ効率的転換を図るよう考究措置されたい。

五 昭和三十年十二月十一日社団法人として設立の県畜産会に対し補助金を交付し、経営診断細目の立案、飼養管理、酪農衛生に関する技術及び診断指導等を実施しているが、設立後日浅く、基礎的調査段階でその成果は今後にまつべきではあるけれども指導効果の調査判定と適用は極めて緊要であるので、目的達成になお一層努力されたい。

林 務 課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 森林組合の育成指導につき県は適切なる措置を講じ

強力に実施すること。

本件については従来しばしば指摘しその措置を要請しているが、十分な成果が挙つていないことは遺憾である。殊に地方事務所の廃止に伴つて現地指導面が弱体化している面があるので、この際県は、指導検査体制を確立し指導の徹底と更には弱少組合の合併促進、或いは組織の強化、活動の活潑化等強力なる措置につき善処すべきである。

二 造林事業は造林六ヶ年計画に基き、旧伐跡の全面解消新伐跡の植栽、林種転換による林業経営の合理化等その推進に努め本年度造林実績は四、三九〇町歩である。本事業について、植林実施と樹苗養成の相関性造林検査の徹底と植林後における撫育管理並びに林業経営の改善等、末端指導につき更に一層の努力を望む。

三 森林土木工事の推進特に施工監督につき一層努力すること。

県下の森林土木事業は関係機関の配意によつて進捗しているがこれらの諸工事に対する施工監督の問題につ

き過去の出先機関等の監査の際に指摘要望している如く、遺憾の点も少くないので第一線現場監督を強化し施工の適正に特に留意されたい。